資料４

中部電力

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について

【浜岡原子力発電所１号原子炉廃止措置計画変更認可申請書及び
浜岡原子力発電所２号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更】

令和5年7月13日

中部電力株式会社

目次

1. はじめに ・・・p.3

2. 保安規定の変更の内容 ・・・p.4

3. 補足説明 ・・・p.6

4. 参考資料:保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認 ・・・p.7

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

１．はじめに

「浜岡原子力発電所１号原子炉廃止措置計画変更認可申請書」及び「浜岡原子力発電所２号原子炉廃止措置計画変更認可申請書」（以下「廃止措置計画変更認可申請書」という。）について，原子炉領域の解体撤去工程の変更及び原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更のため，令和５年３月１３日付け本原浜岡発第１０６号及び本原浜岡発第１０７号をもって変更認可を申請した。これらの廃止措置計画変更認可申請書の反映のため，核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の２４第１項の規定に基づき，浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下，「保安規定」という。）について令和5年6月19日に変更認可の申請を行った。

今回，以下の条文及び添付を変更する。

・第２編第１５条（工事の計画及び実施）

・第２編第１５条の２（不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定）

・第２編第４３条（放射性気体廃棄物の管理）

・第２編添付－１（保管区域図）

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

２．保安規定の変更の内容（１／２）

中部電力

○ 浜岡原子力発電所の保安規定は，第1編（浜岡3～5号炉）と第2編（浜岡1,2号炉）で構成。
○ 今回の変更認可申請は，浜岡1,2号炉の廃止措置に係る変更となることから，第2編のみ対象。
○ 変更となる保安規定の条文と変更内容，理由については以下のとおり。（詳細は保安規定変更認可申請書別添(1)浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）参照）

項目	変更内容	変更理由
・第２編第１５条（工事の計画及び実施） 表１５-１-１（１） 第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備及び建屋（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設）（１号炉） 表１５-１-２（１） 第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備及び建屋（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設）（２号炉）	新たに解体撤去に着手する以下の設備（以下，「S/C等」という）を第2段階対象設備に追加。 ・格納容器のうち，サプレッション・チェンバ及び機器搬入口 ・ドライウェル外周の壁のうち，機器搬入口の遮へい壁	・廃止措置計画変更認可申請書の反映

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

２．保安規定の変更の内容（２／２）

中部電力

項目	変更内容	変更理由
・第２編第１５条の２（不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定） 表１５の２　保管区域の容量	・添付－１（保管区域図）の保管区域の拡張に合わせ，保管区域の容量を変更 （３．補足説明参照）	・廃止措置計画変更認可申請書の反映
・第２編第４３条（放射性気体廃棄物の管理） 表４３－１　放射性気体廃棄物の放出管理目標値（１号炉及び２号炉）	・廃止措置計画変更認可申請書に合わせ，放射性気体廃棄物の放出管理目標値（１号炉及び２号炉）を変更	・廃止措置計画変更認可申請書の反映
・第２編添付－１（保管区域図）	・廃止措置計画変更認可申請書に合わせ，保管区域図から管理区域の表示を削除し，保管区域の表示のみに変更	・廃止措置計画変更認可申請書の反映
	・廃止措置計画変更認可申請書に合わせ，保管区域を追加	・廃止措置計画変更認可申請書の反映

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

3．補足説明

中部電力

○新たに解体着手するS/C等をはじめとする原子炉領域周辺設備の解体撤去物の不燃性雑固体廃棄物（L3）の増加に備え，効率的な解体作業を推進するため，１号炉タービン建家・原子炉建家及び２号炉タービン建屋・原子炉建屋の保管区域を拡張する。

○今回申請した廃止措置計画変更認可申請書では，保管区域の設定予定区域として，今後の解体工事に影響しない範囲で可能な限り広い範囲を選定（管理区域及び非管理区域を含む）しているが，今回申請した保安規定変更認可申請書では，現時点で使用する計画である保管区域として，L3の保管要件である管理区域内に保管区域を拡張する。なお、今回保管区域を設定しない非管理区域については廃止措置工事の進捗合わせ必要になった際に，改めて管理区域化・保管区域化の変更手続きを行う。

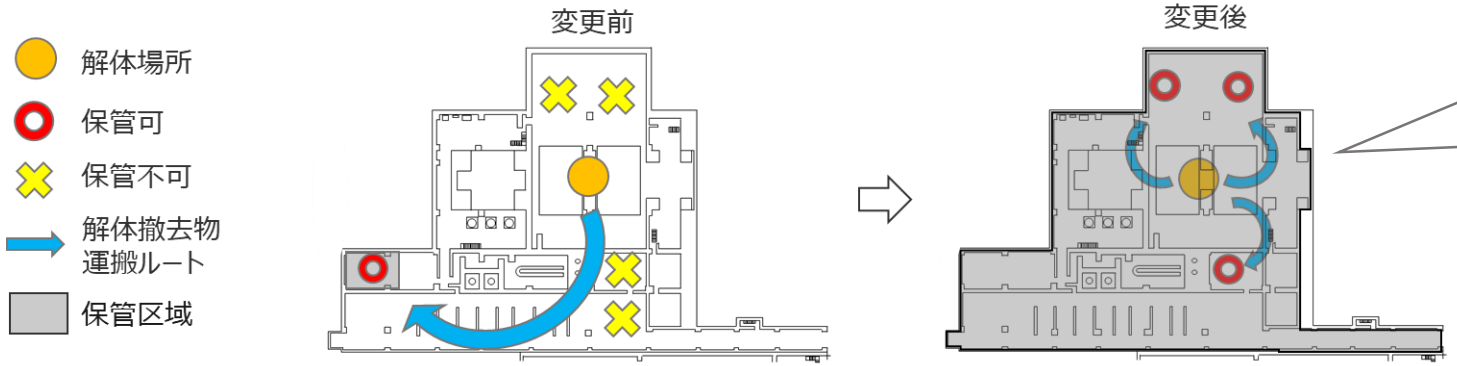

保管区域の追加例および解体撤去物の運搬イメージ図

保管区域の追加例及び解体撤去物の運搬イメージ
・解体撤去物の保管区域までの運搬作業の効率化
・選択できる保管区域が拡大することでより合理的な解体が可能

	重量	容積換算※
１号炉　第２段階で発生する低レベル放射性廃棄物(L3)の推定発生量	約5,750 トン	約7,360 m^3
２号炉　第２段階で発生する低レベル放射性廃棄物(L3)の推定発生量	約8,810 トン	約11,280 m^3

※保管容器の占有容積を1.6m×1.6m×1.6m、容器収納重量を約3.2t/として換算

<

	容積 （ ）内は廃止措置計画記載値
１号炉 変更後の保管区域の容量	約65,500 m^3 (約73,000 m^3)
２号炉 変更後の保管区域の容量	約86,100 m^3 (約95,500 m^3)

・（参考）
現時点でのＬ３の推定発生量に対して今回拡張を申請した保管区域の容量は確保されていることを確認

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

参考資料

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（１）保安規定変更に対する設置許可整合性確認

第２編と設置許可との整合性を以下に示す。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 （○：有り　－：無し）	保安規定変更有無 （○：有り　－：無し）	設置許可との整合性
第4章　廃止措置管理			
第２節　廃止措置管理			
第１５条　工事の計画及び実施	－	○	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第１５条の２　不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定	－	○	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第６章　放射性廃棄物管理			
第４３条　放射性気体廃棄物の管理	○ （本文五号，九号） （添付書類八，九）	○	本文九号及び添付書類八（16.5放射性廃棄物管理）に記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。 本文五号及び添付書類九に放射性気体廃棄物（粒子状物質（コバルト６０））の放出管理目標値（1号炉及び2号炉）に係る記載はなく，本文五号及び添付書類九と保安規定記載に齟齬はない。
添　付			
添付－１　保管区域図（第１５条の２関連）	－	○	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定の記載に齟齬はない。

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（１）保安規定変更に対する設置許可整合性確認

中部電力

<table>
<tr><th>保安規定条文（変更後）</th><th>設置許可記載</th><th>設置許可との整合性説明</th></tr>
<tr>
<td>（放射性気体廃棄物の管理）
第４３条　廃止措置工事課長及び発電指令課長は，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表４３－２に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。
(1)排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
(2)排気口における放射性物質（粒子状物質（コバルト６０））の放出量が，表４３－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
２～４　［略］
※１：［略］
※２：［略］

表４３－１　放射性気体廃棄物の放出管理目標値（１号炉及び２号炉）
<table><tr><th>項　　目</th><th>放出管理目標値</th></tr><tr><td>粒子状物質（コバルト６０）</td><td>5.0×10^{8} Bq／年</td></tr></table>［以下，略］</td>
<td>［本文］
五　原子炉およびその付属施設の位置，構造および設備
本文五号に放射性気体廃棄物の放出管理目標値（1号炉及び2号炉）に係る記載なし。

九　発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
イ　核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法
（６）放射性廃棄物の放出管理
気体及び液体廃棄物の放出に当たっては，周辺監視区域外の空気中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。
更に，「線量目標値に関する指針」に基づき，発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め，「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い，これを超えないように努める。
（i）気体廃棄物
平常運転時に気体廃棄物を大気中に放出する場合は，排気中の放射性物質の濃度を排気筒モニタ等によって常に監視する。

［添付書類］
添付書類八
１６．５　放射性廃棄物管理
放射性気体及び液体廃棄物を発電所外に放出する場合は，法令に定められた濃度限度等の制限値を順守することはもちろん，発電所周辺の一般公衆の線量当量を合理的に達成できる限り低減するような厳重な放出管理を行う。

添付書類九
添付書類九に放射性気体廃棄物（粒子状物質（コバルト６０））の放出管理目標値（1号炉及び2号炉）に係る記載なし。</td>
<td>・本文五号において，放射性気体廃棄物の放出管理目標値（1号炉及び2号炉）に係る記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

・本文九号において，発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め，測定を行い，これを超えないように努める旨の記載があり，保安規定に基づき引き続き，放射性気体廃棄物の放出管理を実施していくことから整合している。

・添付書類八において，放射性気体廃棄物を発電所外に放出する場合は，発電所周辺の一般公衆の線量当量を合理的に達成できる限り低減するような厳重な放出管理を行う旨の記載があり，保安規定に基づき引き続き，放射性気体廃棄物の放出管理を実施していくことから整合している。

・添付書類九において，放射性気体廃棄物（粒子状物質（コバルト６０））の放出管理目標値（1号炉及び2号炉）に係る記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</td>
</tr>
</table>

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（２）保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

保安規定第２編については、実用炉規則第９２条第３項及び「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（平成25年11月27日制定，令和元年12月25日最終改正／令和2年4月1日施行）」（以下，「保安規定審査基準（廃止措置）」という。）との整合性を以下に示す。

実用炉規則第９２条第３項及び保安規定審査基準（廃止措置）		保安規定第２編		変更有無
(13)放射性廃棄物の廃棄 【実用炉規則第92条第3項第13号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 １）放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第43条	放射性気体廃棄物の管理	有
	４）ＡＬＡＲＡの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第43条	放射性気体廃棄物の管理	有
(20) 廃止措置の管理 【実用炉規則第92条第3項第21号】	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第15条	工事の計画及び実施	有
		第15条の2	不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定	有
		第43条	放射性気体廃棄物の管理	有
		添付-1	保管区域図（第15条の2関連）	有

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（２）保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

中部電力

<table>
<tr><th rowspan="2">関連する実用炉規則</th><th rowspan="2">保安規定審査基準（廃止措置）</th><th colspan="2">保安規定第２編</th></tr>
<tr><th>記載すべき内容</th><th>記載の考え方</th></tr>
<tr><td rowspan="3">十三　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</td><td>実用炉規則第92条第3項第13号
放射性廃棄物の廃棄</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>本事項については、以下のような事項が明記されていること。
１）放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</td><td>（放射性気体廃棄物の管理）
第４３条　廃止措置工事課長及び発電指令課長は，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表４３－２に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。
(1)排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
(2)排気口における放射性物質（粒子状物質（コバルト６０））の放出量が，表４３－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
２～４　［略］
※１：［略］
※２：［略］
表４３－１　放射性気体廃棄物の放出管理目標値（１号炉及び２号炉）
<table><tr><td></td><td>放出管理目標値</td></tr><tr><td>粒子状物質（コバルト６０）</td><td>5.0×10^{8} Bq／年</td></tr></table>［以下，略］</td><td>・放射性気体廃棄物の放出管理目標値（１号炉及び２号炉）を変更する。（廃止措置計画変更認可申請書に記載の値に変更）

廃止措置計画変更認可申請書
第２段階中の放出管理目標値は，粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を考慮し，１号及び２号炉合計5.0×10^{8}Bq/y（Co-60）と設定する。

上記のとおり，廃止措置計画変更認可申請書に記載の数値に合わせて放出管理目標値を変更するが，既認可同様，放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度について定めている。</td></tr>
<tr><td>４）ＡＬＡＲＡの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること</td><td>（放射性気体廃棄物の管理）
第４３条　廃止措置工事課長及び発電指令課長は，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表４３－２に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。
(1)排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
(2)排気口における放射性物質（粒子状物質（コバルト６０））の放出量が，表４３－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
２～４　［略］
※１：［略］
※２：［略］
表４３－１　放射性気体廃棄物の放出管理目標値（１号炉及び２号炉）
<table><tr><td>項　　目</td><td>放出管理目標値</td></tr><tr><td>粒子状物質（コバルト６０）</td><td>5.0×10^{8} Bq／年</td></tr></table>［以下，略］</td><td>・放射性気体廃棄物の放出管理目標値（１号炉及び２号炉）を変更する。（廃止措置計画変更認可申請書に記載の値に変更）

廃止措置計画変更認可申請書
第２段階中の放出管理目標値は，粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を考慮し，１号及び２号炉合計5.0×10^{8}Bq/y（Co-60）と設定する。

上記のとおり，廃止措置計画変更認可申請書に記載の数値に合わせて放出管理目標値を変更するが，既認可同様，ＡＬＡＲＡの精神にのっとり、排気、排水等を管理することについて定めている。</td></tr>
</table>

（２）保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

中部電力

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第２編	
		記載すべき内容	記載の考え方
二十一　廃止措置の管理に関すること。	実用炉規則第92条第3項第21号 廃止措置の管理	－	－
	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	（工事の計画及び実施） 第１５条　廃止措置計画課長は，廃止措置計画に基づき，表１５－１に示す設備及び建屋の解体撤去工事，表１５－１に示していない設備の解体撤去工事※１，表１５－２に示す設備及び建屋の汚染の除去工事並びに汚染状況の調査※２を実施しようとする場合には，事前に工事による危険性を調査の上，工事件名毎に，次の各号に掲げるもののうち必要な項目を記載した工事計画を作成し，関係する各課長，廃止措置部長及び廃止措置主任者の確認を得た上で，所長の承認を得る。ただし，廃止措置計画課長は，汚染の除去工事を廃止措置対象施設の解体撤去工事において実施する場合は，解体撤去の工事計画に含めることができる。 (1)～(7)　［略］ ２～１０　［略］ ※１：表１５－１に示していない設備の解体撤去工事にあっては，所長が必要と判断する解体撤去工事 ※２：原子炉本体の汚染の除去工事及び汚染状況の調査の実施の際に原子炉圧力容器等にかかる圧力などを考慮の上，事前評価を行い，原子炉圧力容器等の健全性が維持できるよう工事計画を策定する。また，原子炉圧力容器内の制御棒等を原子炉上部で移動する場合は，事前評価の結果に基づき，原子炉ウエル水位をオーバーフロー水位付近に維持する。 ※３：［略］ ※４：［略］	変更なし

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（２）保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

中部電力

<table>
<tr><th rowspan="2">関連する実用炉規則</th><th rowspan="2">保安規定審査基準（廃止措置）</th><th colspan="2">保安規定第２編</th></tr>
<tr><th>記載すべき内容</th><th>記載の考え方</th></tr>
<tr>
<td>二十一　廃止措置の管理に関すること。</td>
<td>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</td>
<td>表１５－１－１(1)　第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備及び建屋（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設）（１号炉）
<table>
<tr><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th><th>解体区分※1</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="7">原子炉本体</td><td>炉心</td><td>燃料体，制御材，炉心支持構造物</td><td>×</td></tr>
<tr><td>減速材及び反射材</td><td>軽水</td><td>－</td></tr>
<tr><td>原子炉圧力容器</td><td>原子炉圧力容器</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="4">放射線遮へい体</td><td>原子炉圧力容器外側の壁</td><td>×</td></tr>
<tr><td>ドライウェル外周の壁
（原子炉ウェル上の遮へいプラグ，機器搬入口の遮へい壁のみ解体撤去）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>原子炉建家外壁</td><td>×</td></tr>
<tr><td>廃棄物処理建家外壁</td><td>×</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th><th>解体区分※1</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="6">原子炉格納施設</td><td>構造</td><td>原子炉格納容器（ドライウェル，サプレッション・チェンバ）
（ドライウェル・ヘッド，サプレッション・チェンバ，機器搬入口のみ解体撤去）</td><td>△</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他の主要な事項</td><td>格納容器内ガス濃度制御系（可燃性ガス濃度制御系，不活性ガス系）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ドライウェル内ガス冷却装置</td><td>○</td></tr>
<tr><td>格納容器冷却系</td><td>○</td></tr>
<tr><td>原子炉建家常用換気系</td><td>×</td></tr>
<tr><td>非常用ガス処理系</td><td>○</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td>
<td>・廃止措置計画変更認可申請書に合わせて，2023年度から新たに解体撤去に着手する設備（原子炉格納容器のうちサプレッション・チェンバ及び機器搬入口、ドライウェル外周の壁のうち機器搬入口の遮へい壁）を第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備に追加する。

上記のとおり，廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更であり，既認可同様，第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備及び建屋（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設）（１号炉）を定めている。</td>
</tr>
</table>

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（２）保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第２編	
		記載すべき内容	記載の考え方
二十一　廃止措置の管理に関すること。	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	※１：○は，第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備（原子炉領域周辺設備のうち，供用を終了した設備） △は，第２段階中に一部のみ解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 ×は，第２段階中に解体撤去に着手しない設備 －は，対象外 ※２：放射性物質による汚染のない地下建屋，地下構造物及び建屋基礎は，廃止措置対象施設から除く。 表１５－１－１(2)［略］	変更なし

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（２）保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

中部電力

<table>
<tr><th rowspan="2">関連する実用炉規則</th><th rowspan="2">保安規定審査基準（廃止措置）</th><th colspan="2">保安規定第２編</th></tr>
<tr><th>記載すべき内容</th><th>記載の考え方</th></tr>
<tr>
<td>二十一　廃止措置の管理に関すること。</td>
<td>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</td>
<td>表１５－１－２(1)　第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備及び建屋（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設）（２号炉）
<table>
<tr><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th><th>解体区分※1</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="7">原子炉本体</td><td>炉心</td><td>燃料体，制御材，炉心支持構造物</td><td>×</td></tr>
<tr><td>減速材及び反射材</td><td>軽水</td><td>－</td></tr>
<tr><td>原子炉圧力容器</td><td>原子炉圧力容器</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="4">放射線遮へい体</td><td>原子炉圧力容器外側の壁</td><td>×</td></tr>
<tr><td>ドライウェル外周の壁
（原子炉ウェル上の遮へいプラグ，機器搬入口の遮へい壁のみ解体撤去）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>原子炉建屋外壁</td><td>×</td></tr>
<tr><td>廃棄物処理建屋外壁</td><td>×</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th><th>解体区分※1</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="5">原子炉格納施設</td><td>構造</td><td>原子炉格納容器（ドライウェル，サプレッション・チェンバ）
（ドライウェル・ヘッド，サプレッション・チェンバ，機器搬入口のみ解体撤去）</td><td>△</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の主要な事項</td><td>格納容器内ガス濃度制御系（可燃性ガス濃度制御系，不活性ガス系）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ドライウェル内ガス冷却装置</td><td>○</td></tr>
<tr><td>格納容器冷却系</td><td>○</td></tr>
<tr><td>原子炉建屋常用換気系</td><td>×</td></tr>
<tr><td>非常用ガス処理系</td><td>○</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td>
<td>・廃止措置計画変更認可申請書に合わせて，2023年度から新たに解体撤去に着手する設備（原子炉格納容器のうちサプレッション・チェンバ及び機器搬入口、ドライウェル外周の壁のうち機器搬入口の遮へい壁）を第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備に追加する。

上記のとおり，廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更であり，既認可同様，第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備及び建屋（原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設）（２号炉）を定めている。</td>
</tr>
</table>

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（２）保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第２編	
		記載すべき内容	記載の考え方
二十一　廃止措置の管理に関すること。	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	※１：○は，第２段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備（原子炉領域周辺設備のうち，供用を終了した設備） △は，第２段階中に一部のみ解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 ×は，第２段階中に解体撤去に着手しない設備 －は，対象外 表１５－１－２(2)［略］ ［以下，略］	変更なし

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（２）保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

<table>
<tr><th rowspan="2">関連する実用炉規則</th><th rowspan="2">保安規定審査基準（廃止措置）</th><th colspan="2">保安規定第２編</th></tr>
<tr><th>記載すべき内容</th><th>記載の考え方</th></tr>
<tr>
<td>二十一　廃止措置の管理に関すること。</td>
<td>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</td>
<td>（不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定）
第１５条の２　解体撤去工事及び汚染の除去工事等により第２段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち廃止措置計画に定める「Ｌ３」の不燃性雑固体廃棄物を保管する保管区域（以下「保管区域」という。）は，添付－１に示す区域とする。また，保管区域の容量を表１５の２に示す。
２　［略］

表１５の２　保管区域の容量
<table>
<tr><th>項目</th><th>１号炉</th><th>２号炉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>容量</td><td>約65,500 m³</td><td>約86,100 m³</td><td>約151,600 m³</td></tr>
</table>
</td>
<td>・廃止措置計画変更認可申請書に合わせて，保管区域を拡張し，保管区域の容量を変更する。なお，保安規定では,廃止措置計画変更認可申請書の保管区域の設定予定区域の範囲内において，現時点で原子炉領域周辺設備の解体撤去物の不燃性雑固体廃棄物の保管に必要な保管区域を拡張している。

廃止措置計画変更認可申請書
設定予定区域の容量は1号炉約73,000m³，2号炉約95,500m³とする。

上記のとおり，廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更であり，既認可同様，第２段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち廃止措置計画に定める「Ｌ３」の不燃性雑固体廃棄物を保管する保管区域を定めている。</td>
</tr>
</table>

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

（２）保安規定変更に対する保安規定審査基準との整合性確認

<table>
<tr><th rowspan="2">関連する実用炉規則</th><th rowspan="2">保安規定審査基準（廃止措置）</th><th colspan="2">保安規定第２編</th></tr>
<tr><th>記載すべき内容</th><th>記載の考え方</th></tr>
<tr><td rowspan="2">二十一　廃止措置の管理に関すること。</td><td rowspan="2">廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</td><td>（放射性気体廃棄物の管理）
第４３条　廃止措置工事課長及び発電指令課長は，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表４３－２に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。
(1)排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
(2)排気口における放射性物質（粒子状物質（コバルト６０））の放出量が，表４３－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
２～４　［略］
※１：［略］
※２：［略］

表４３－１　放射性気体廃棄物の放出管理目標値（１号炉及び２号炉）
<table><tr><th>項　　目</th><th>放出管理目標値</th></tr><tr><td>粒子状物質（コバルト６０）</td><td>5.0×10^{8} Bq／年</td></tr></table>［以下，略］</td><td>・放射性気体廃棄物の放出管理目標値（１号炉及び２号炉）を変更する。（廃止措置計画変更認可申請書に記載の値に変更）

廃止措置計画変更認可申請書
第２段階中の放出管理目標値は，粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を考慮し，１号及び２号炉合計5.0×10^{8}Bq/y（Co-60）と設定する。

上記のとおり，廃止措置計画変更認可申請書に記載の数値に合わせて放出管理目標値を変更するが，既認可同様，廃棄物の管理について，必要な事項を定めている。</td></tr>
<tr><td>添付－１　保管区域図　［略］
（浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（本原原発第８号）参照）</td><td>・廃止措置計画変更認可申請書に合わせて，保管区域図から管理区域の表示を削除し，保管区域の表示のみに変更するとともに，保管区域を拡張する。

上記のとおり，廃止措置計画変更認可申請書に合わせた変更であり，既認可同様，保管区域について定めている。</td></tr>
</table>

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

中部電力

Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.